

## 多古町ゼロカーボン推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 2030年度の温室効果ガス削減目標及び2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けて、「多古町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「計画」という。）の推進を図るため、多古町ゼロカーボン推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 計画の策定、見直し及び推進に関すること。
- (2) 多古町のゼロカーボン推進に関すること。
- (3) その他地球温暖化対策に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係事業者
- (3) エネルギー供給事業者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 町民の代表
- (6) その他町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、委員が会議に出席できない場合、当該委員の委任を受けた者の代理出席を認めることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、特に必要があると認めた場合又は急を要する場合は、書面による決議とすることができる。

(意見の聴取)

第7条 協議会において、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、生活環境課に置く。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。